

## [議題2-3] 法人 慶弔規程(決)について

### 特定非営利活動法人 茨城県防災士ネットワーク 慶弔規程(決)

本規程は、特定非営利活動法人 茨城県防災士ネットワーク 定款（以下、定款という）第58条に準拠し制定するものである。

#### (名 称)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 茨城県防災士ネットワーク 慶弔規程（以下、規程という。）と称する。

#### (目 的)

第2条 この規程は、定款第3条に準拠して活動された会員の慶弔に際して、相互親睦の上から法人として

慶弔金等を贈るものである。

#### (贈呈対象)

第3条 この規程は、会員として5年以上の顕著なる活動と会費納入された方を対象とする。

#### (贈呈基準)

第4条 この規程は、次の基準で贈呈する。

(1) 会員本人の結婚 祝電を打電

(2) 会員本人の死亡 5,000円

但し、返礼品は辞退する。

#### (例外贈呈)

第5条 この規程は、代表理事等の協議により贈呈が相当との事案について、例外贈呈することができる。

但し、直近の理事会に報告する。

#### 附 則

この規程は、平成27年6月1日より施行する。

2015.06.07. 第2回理事会で議決した。